

第3回香南市農業委員会議事録（令和2年3月）

1. 開催日時 令和2年4月2日（木） 午後1時34分から午後3時16分
2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室
3. 出席委員（34人）
 - 農業委員（18人）
1番安岡洋光（会長職務代理）、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）
 - 農地利用最適化推進委員（16人）
1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光頭、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、
4. 欠席委員
2番 横田榮介 19番推進委員 高倉 享
5. 議事日程
 - (1) 開 会（会長）
 - (2) 議事録署名委員の指名 10番三浦輝之 11番西村政吉
 - (3) 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明について
 - 議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について
 - 議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
 - 議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - その他の件
 - ①贈与税の納税猶予に関する適格者証明について
 - ②香南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
 - ③農地法第3条許可後の3年3作に係る事前協議について
6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主任 宇田 道太郎
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第3回香南市農業委員会を開催致します。桜が咲き、木の芽萌え、燕が飛び交い、生命あふれる春となりました。例年ならば気持ちも華やかでくるところですが、今年は新型コロナウイルスの影響で、心がやすらぎません。農作業も忙しい折、くれぐれも健康に留意され、過ごしていただきたいと思います。最初に本日の出席委員の報告を願います。

(開会 13時34分)

事務局 本日の出席委員は18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、本日欠席の連絡がありましたのは2番農業委員、19番推進委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。10番三浦委員、11番西村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願います。
本日は現地案件がございますので、早速バスの方に移動していただきたいと思ひます。

(現地 13時36分～14時22分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
現地お疲れさまでした。さっそく議事に入りたいと思ひます。

(再開 14時22分)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは事務局より説明を願います。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号12番の説明を致します。
申請地は野市町西野字へノ丸1179番1。地目は田、面積1,300㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号12番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば18番農業委員さんお願ひします。

18番 問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号13番の説明を致します。
申請地は吉川町古川字横屋敷1260番1。地目は田、面積は463㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号13番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各

号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号14番の説明を致します。
申請地は吉川町古川字三木760番3。地目は田、面積は677㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、譲受人は先ほどの13番と同じ方です。
申請理由は売買です。受付番号14番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号15番の説明を致します。
申請地は夜須町夜須川字ジザイ楽1507番。地目は田、面積は1,272㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号15番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば4番農業委員さんお願いします。

4番 別に問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号16番の説明を致します。
申請地は香我美町山北字安弘1236番2外1筆。地目は田、面積は88㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号16番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条5件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号2番の説明を致します。

申請地は、野市町下井字ラノ丸500番1、地目は田、面積は4,990㎡です。位置図及び配置図は1ページから6ページ、現況写真は1ページから5ページをご覧ください。先程現地確認をしてもらった案件です。

申請地は、ポリテクカレッジ高知から南へ約250mに位置し、建売分譲住宅23棟を建築、および通路の設置をするものです。

現況写真1ページの航空写真に破線で示したとおり、開発地内には公図上、青線が存在しますが、これは開発後は新設道路・公園等と交換する計画であり、本年3月25日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ております。

周囲の状況は、現況写真1ページのとおり、西は赤線・青線を挟んで同意のある田、南は赤線・青線を挟んで同意のある田、東は香南市道と河川を挟んで田、北は香南市公衆用道路と河川を挟んで田ですが、道路と河川を挟み、東は11m以上、北は8m以上離れているので、対面農地の営農への影響は無いと判断します。ただし、申請者からは対面農地の同意書および理由書が提出されており、北側対面地は全て同意のある田、東側対面地は同意のある田および、現況写真1ページ上段の図のオレンジ色で示した3筆の同意の無い田となっており、同意のない田については理由書が提出されております。

農地の区分としては、「のいち駅から850m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、表土をセメント改良し、約1m嵩上げして周辺は擁壁工事を行い、敷地内に新設する開発道路はアスファルト舗装します。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、位置図および配置図6ページのように排水し、雨水については区画毎に雨水浸透柵を2つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。位置図および配置図6ページの排水計画図のとおり、申請地内の新設道路側溝から東側の市道側溝へ排水されません。

排水に関しては地元の同意を得ており、市道の工事等の許可についても香南市建設課より許可済みです。

なお、現況写真4ページ・5ページの、写真⑥・⑦のとおり、申請地南側には現在、赤線と個人地から成る通路がありますが、現況通路の幅員を確保するため今回の転用計画では申請地南の境界から約90cm申請地側へ引いて開発する計画となっております。この通路幅員部分は切土・盛土等を行わず、雨水については一部青線に排水され、最終的に南側の496番と493番1の農地へ流入する可能性があります。この2筆の地権者には排水同意を得ております。

また開発に関しても、本年3月25日に開催されました開発審査会で、この計画で承認を得ております。

補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番 事務局の方から詳しい説明がありました。問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

12番 これは1筆で、この面積になっており、申請人が3人とあるが、この書き方で

よかったのですか。

事務局 今、合筆されて、この1筆になっております。1筆の持分がこの3名です。持分表記が抜かっておりました。

議長 他に何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
5条1件、許可に同意の方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけて、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号9番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字チノ丸770番1、地目は田、面積は327㎡です。
位置図は7ページ、現況写真は6ページをご覧ください。
申請地は、既に50年ほど前の昭和45年月日不詳より先々代の所有者が家屋を建設しており、その後、平成31年2月3日に申請者が相続して現在に至っております。
補足説明があれば18番農業委員さん願います。

18番 問題ありません。

事務局 続きまして受付番号10番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字チノ丸769番2、地目は田、面積は141㎡です。
位置図は8ページ、現況写真は7ページ・8ページをご覧ください。
申請地は、先ほどの9番案件のすぐ南側の土地で、先ほどの案件と同様に、既に50年ほど前の昭和45年月日不詳より先代の所有者が土地の一部に倉庫を建設し、残地は駐車場として使用されております。その後、平成30年10月5日に申請者が相続して現在に至っております。
補足説明があれば18番農業委員さん願います。

18番 平地ではありますが、長い間駐車場として使っており、周辺の家屋への出入りにも使っていて、問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号11番の説明を致します。
申請地は、野市町大谷字フルアン466番1、地目は田、面積は45㎡です。
位置図は9ページ、現況写真は9ページ・10ページをご覧ください。
申請地は昨年12月3日開催の第11回農業委員会に諮り、その後、本年1月17日に転用許可済みの建売分譲住宅用地の赤線を挟んですぐ東側の通路状の土地です。
申請地は、平成6年月日不詳に、隣接する東側の団地の造成完了当時から現在の形で通路として利用され現在に至っております。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 以前開発したときに事情があり残していた土地であるが、ここを残したら荒れるということで、問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明3件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第4号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について説明いたします。農地付き空き家バンクの地番指定の案件です。議案書8ページ、9ページと現況写真11ページ、12ページをご覧ください。

申請地は香我美町上分字小畑2800番1外4筆。地目は2筆宅地がありますが、現況地目は畑です。後は田、畑で面積は合計で611.64㎡です。シャンで言いますと③が田、写真①②が畑です。

申請者は空き家バンクには登録済みで、現在買い手は決まっていますが、家土地の売却が決まれば県外の子供さんの所へ転出されるということです。

現地は草刈り等で保全管理はされていますが、耕作はされておらず、今後も耕作する見込みのない土地であります。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 9番推進委員と事務局で現地を見に行きました。土地も家の周りに点々とあり、若干傾斜はありますが、いい物件であると思います。問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号10番の説明を致します。
申請地は野市町東野字ツノ丸1409番1。地目は田、面積566.52㎡。

賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合での解約で後は決まっていないとのこと。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条の規定による合意解約について1件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりにして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定19件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりにして、その他の件について①贈与税の納税猶予に関する適格者証明について事務局より説明願います。

事務局 後に置いてありますが、贈与税の納税猶予に関する適格者証明が提出されました。これは父親から息子さんへの贈与が令和元年の9月3日の農業委員会の3条申請において、許可になったことによる贈与税の納税猶予適格証明となっております。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 次に②香南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について事務局より説明願います。

事務局 事前に郵送していましたが、農委法第7条に指針を定めるように努めなければならないとあり、今年度から申請する最適化交付金の交付にあたって指針を策定

していなければならないこともあり、案としてお示ししています。皆様のご意見をお伺いしてから、策定という事になりますので、よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願ひします。
3月議会におきまして、最適化交付金の条例は可決しました。細部については、また改めて事務局より説明があると思ひます。

事務局 議長から報告がありましたが、議会で可決されました。これから規則を作ります。総務課とも協議して、来月の総会では案をお示しして、意見を伺いたいと思ひます。

17番 「10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を～」という所で、担い手の概念は、今までは認定農業者であったが、認定農業者ということではないという事でしょうか。

事務局 認定農業者に限ってという事ではありません。

議長 この件について、ご異議ございませぬか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 次に③農地法第3条許可後の3年3作に係る事前協議について、事務局より説明願ひます。

事務局 その他の件③の農地法第3条許可後の3年3作に係る事前協議についてご説明いたします。資料は右上に「参考資料①」、表紙に「農地法第3条の許可後の3年3作に関する取扱い方針」と記載された冊子をご覧ください。

この事前協議の内容としては、資料1ページの高知県の取扱い方針に記載されているように、通常、農地法第3条の許可により農地を取得した場合、「取得後3年を経過し、かつ3耕作以上の実績」いわゆる「3年3作」の実施後でないとな転用申請ができません。ただし、下から5行目の赤枠で囲んだように、「真にやむを得ないものと認められ、香南市農業委員会と高知県との事前協議を完了したものの」は、この限りではないものとして取り扱われております。

本件は、ここに記載されている「農業委員会との事前協議」として提出されたものであり、資料4ページ以降に協議書の主要部分を載せております。

申請者は社会福祉法人 香南会で、資料3ページの地図に赤色で「協議箇所」と示したとおり、吉川町古川にある総合福祉ゾーン オークの里の北側に位置する申請地、吉川町古川字八幡北新開332番、地目は畑、485㎡のうち24.9㎡に福祉避難所用倉庫の設置をするものです。

申請者は平成26年に申請地を農地法第3条第1項の規定による許可で取得しましたが、その後、3年3作を実施しないまま、平成29年に申請地南のオークの里が福祉避難所として指定を受けました。しかし、オークの里建物内に備蓄の保管場所がないことから、今回、申請部分を転用して備蓄用倉庫を設置するために事前協議書を提出しております。

土地利用計画図は資料6ページ、設置する倉庫の詳細と中へ保管する備蓄品一

覧は資料7ページ・8ページに載せております。

なお、申請地は農業振興地域内の農用地であるため、今回の事前協議が終わったとしても農振農用地除外手続きが完了してから転用申請という手順になりますので、順調にいったとしても転用案件としてこの農業委員会にかけるのはまだ当分先になる見込みです。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

18番 平成26年に取得して、5年くらい経っておりますが作をした実績はないのですか。

事務局 ないです。昨年から相談があった時にも施設利用者の園芸療法として取得したは何もしていなかった。花を作って実績として報告はしてきているが、3年3作にはなっていない。

その後、平成29年に福祉避難所として市と協定を結んでいる。それが理由で備蓄品を置く倉庫が足りないという事であがってきています。

18番 倉庫の面積も少なく、備蓄品もそれ程多い量ではないが、建物の中に置けないのでしょうか。

事務局 建物の中は、いっぱい置けないという事で聞いています。

9番 何年前に出てきた土地ではないですか。

11番 それは、下の駐車場です。今度のは建物敷地の北側です。

7番 3年3作が基本ですので、倉庫が建てれたとしても、残った土地の管理はどうなるのかお聞きしたい。

事務局 残った土地については、農地として作っていきますという書類が申請者から出ております。現状は整地されたようになっています。今花壇を作って花を植えている。

7番 一部の花壇だけでなく、利用者が体を動かして菜園とか作る農地としての利用するような形を取っていただくような要請を農業委員会からしていただきたい。

11番 以前の研修の時に3年3作について罰則はないと聞いたがどうですか。

議長 農地法にはない。県の取り扱い方針で運用している。登記簿で取得年月日を確認している。

7番 罰則はないが、地区の農業委員が見て作っていなければ転用しようにも許可にならない。市、県が認めなければ転用できない。

11番 もう一点、農地を買って、その一部の少しだけに何か作付けをしてる場合はど

うなるのか。

事務局 常識的に考えるとおかしいと思いますが、どれくらいの面積かの判断に明確な基準があるかは県にも確認してみます。

議長 県に確認して報告するという事にします。
他にございませんか。

議長 ないようでしたら、この事前協議について、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 ご異議なければ、農業委員会と事前協議済として同じ内容で県へ協議書を提出します。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

4番 以前、推進業務として戸別訪問をしておりましたが、農林課がアンケートを実施したので動いていないのですが、経過はどうなのか。広報に人・農地プランの実質化をしていますと掲載があった。アンケートの進捗は、農業委員に回収をお願いしたい話があったが、どうなっているのか。

事務局 全地区にアンケートが実施されたかは確認取れていませんが、準備ができたところから順次実施しています。集計ができた地区から回ってもらいたいので調整をお願いしますと先月下旬頃に話がありましたが、異動もありましたので、農林課からの連絡待ちの状態です。

未回収の人について農業委員、推進委員で戸別訪問をして回収してほしいと依頼がありましたので独自で回っていたのはダブったらいけないので止めておいてくださいという事にしていました。先に作らないといけない地区については集計ができて未回収リストを作っているところです。他の地区については以前2、3月頃には依頼があると言いましたが、遅れていますので未だ時間がかかると思います。

議長 何か他にございませんか。

ないようでしたら、以上で第3回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会は、5月1日(金)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしく申し上げます。

(閉会 15時16分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長